

第 6602 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 1月18日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ オンライン新年会

**Q** : 新型コロナの影響でお店で新年会ができないので、オンライン新年会をしようと思っています。この費用は、福利厚生費になりますか？

**A** : 原則的には福利厚生費になります。

### 【解説】

所得税では、レクリエーション使用について、「使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、当該行事に参加しなかった役員又は使用人(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く)に対し、その参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象として当該行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えない」としています。

したがって、社会通念上一般的に行われていると認められるレクリエーションであれば、場所を問いませんので、オンラインであっても認められることとなりますが、この場合には、①一般的に行われる金額の範囲であること、②社員が負担した費用に係る領収書を提出してもらうことが必要です。

領収書の提出に代えて、社員に一定の金銭を支給する場合には、福利厚生費にならず給与になりますので、注意してください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】